

前橋市総合福社会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案				現行																																							
(施設) 第4条 前条の事業を行うため、会館に次の施設を置く。 (1)～(4) 省略 別表(第8条関係)				(施設) 第4条 前条の事業を行うため、会館に次の施設を置く。 (1)～(4) 省略 (5) <u>幼児室、視聴覚・図書コーナー及び囲碁・将棋室</u> 別表(第8条関係)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>18時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て研修室</td> <td>490円</td> <td>660円</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料			午前	午後	夜間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	子育て研修室	490円	660円	660円	省略				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>18時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て研修室</td> <td>540円</td> <td>710円</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料			午前	午後	夜間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	子育て研修室	540円	710円	710円	省略			
区分	使用料																																										
	午前	午後	夜間																																								
	9時～12時	13時～17時	18時～22時																																								
子育て研修室	490円	660円	660円																																								
省略																																											
区分	使用料																																										
	午前	午後	夜間																																								
	9時～12時	13時～17時	18時～22時																																								
子育て研修室	540円	710円	710円																																								
省略																																											